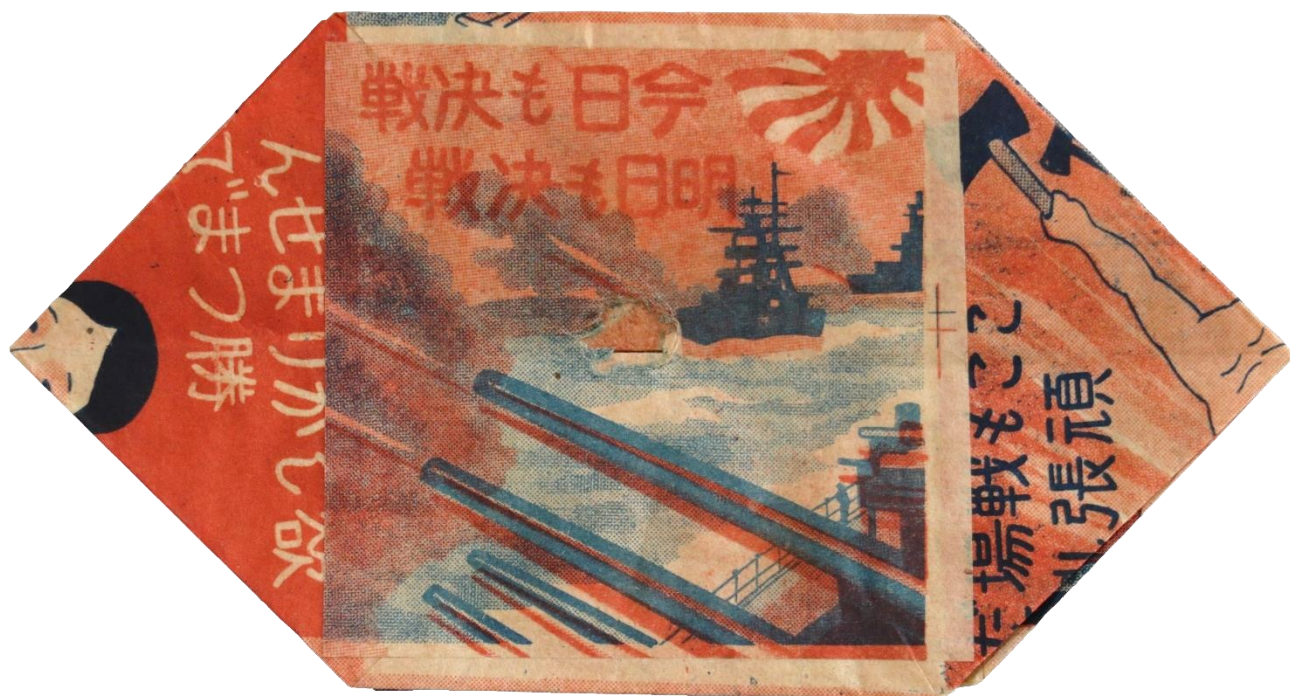
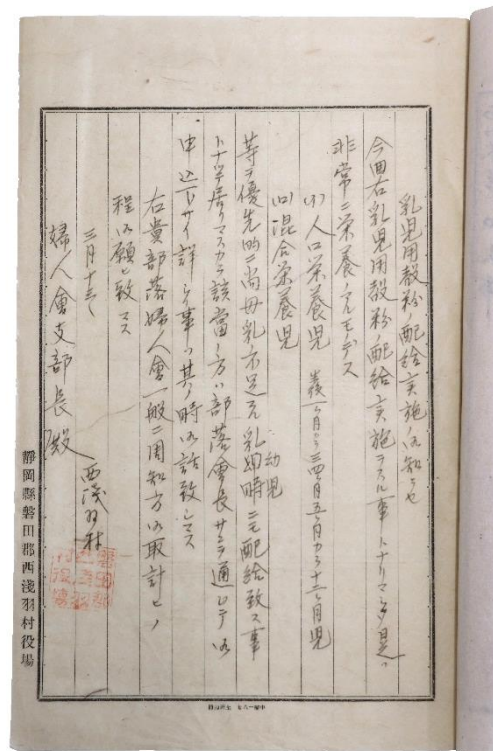


戦争の時代の子どもたち





〔紙風船〕（袋井市歴史文化館所蔵） 縦（72）mm×横（134）mm



【写真1】
「乳児用穀粉ノ配給実施ノ御知ラセ」
(本書 229 号)

戦争は、子どもたちにも大きな影響を及ぼします。

昭和十九年（一九四四）三月十三日付け「乳児用穀粉ノ配給実施ノ御知ラセ」は、母乳が出ない母親のために、乳幼児用の穀物の粉を配給する、というものです【写真1】。

乳児用穀粉^{〔穀〕}ノ配給実施ノ御知ラセ

今回右乳児用穀粉^{〔穀〕}ノ配給実施ヲスル事トナリマシタ。是ハ非常ニ栄養ノアルモノデス。

(イ)人口栄養児 生後一ヶ月カラ四ヶ月十二ヶ月児

(ロ)混合栄養児

等ヲ優先的ニ、尚母乳不足スル乳幼児ニモ配給致ス事トナツテ居リマスカラ、該当之方ハ部落会長サンヲ通ジテ御申込下サイ。詳シイ事ハ其ノ時御話致シマス。

右貴部落婦人会一般ニ周知方御取計ヒノ程御願ヒ致マス。

三月十三日

西浅羽村 (印)
(磐田郡ノ西浅羽ノ村役場)

婦人会支部長殿 (シ)

乳幼児用に、母乳のかわりに穀物の粉を、という訳です。「是ハ非常ニ栄養ノアルモノデス」とありますが、「母乳不足スル乳幼児」の存在が決して少なくないことを前提としたものですから、食糧不足は隠しようもありません。

昭和六年（一九三二）八月頃の知見ですが、母乳が出ないため、麦粉または米粉を溶かしたもののみを食べさせる、もしくは穀物の粉を溶かしたものを主なる食べ物として、これに少量の牛乳製品を加えて食べさせる、ということが続けた場合に、乳児は、炭水化物ばかりの偏食状態となり、一種の慢性栄養不足になってしまふ、という症例が報告されています。浮腫により一見肥えているように見えるが、測ってみると年齢の割に体重が軽い、嘔吐がある、蒼白で尿少なく機嫌が悪い、などの症状があるそうです⑤。

現在の知見では乳幼児に母乳のかわりに穀粉を与えることはどう評価されているのか、私は詳しく知りませんが、母乳の代わりに穀物の粉では、母乳と穀物とは含まれる栄養が違うので、確かに栄養失調になりそうです。

一九三七年〜一九四〇年頃の日本は、同時期の欧米などと比較しても、乳児死亡率がかなり高く（一九三七年のデータでは、日本の乳児死亡率はアメリカの約二倍でした）、年齢別死亡率も、一九三八年には〇〜四歳（特に一歳以下）が全体の三割近く、また、流産、早産による死亡も多かったそうです⑥。

昭和戦時期は、兵士のために、数多くの出産、乳児死亡率の減少が政府によって求められたと言います。乳児死亡率減少のため、昭和十二年（一九三七）には母子保護法が成立し（翌昭和十三年施行）、昭和十七年（一九四二）からは母子手帳が導入されました⑦。

昭和戦時期の、母子保護法も含めた数々の医療的な法整備には、もち

ろん乳児死亡率の減少という第一的がありました。が、兵士の確保、保健医療関係者の国家目的に向けての動員という、戦争を主眼とした目的も色濃くありました^㉔。戦争の時代、子どもたちを取り巻く環境は、どのようなものだったのでしょうか。

今、仕事に出る親御さんにとつて、仕事にお子さんを見てくれる施設は重要なものです。実は、おおよそ大正の頃から、日本には託児所がありました。

愛国婦人会（本書「婦人会」の項も御参照ください）が、大正の頃から、その活動の中で、農村に授産所や託児所などを設置していたことは、愛国婦人会研究では広く知られています。愛国婦人会は、昭和期に活動方針が変わっても、託児所を続けていました^㉕。

愛国婦人会としては、後には「銃後支援」という性格が強くなるものの、農村女性が「慈母」であることを前提として、「母性」と子どもを保護することを重視し、託児所などを運営していたそうです^㉖。

農繁期託児所は、田植えや稲刈りなどの農繁期に子どもの世話をできない農家の事情を鑑み、放置されがちになる乳幼児の保護を目的としたもの^㉗で、昭和十二年（一九三七）七月の日中戦争開始以後に戦時体制がとられ、農村における労働力不足への対応や食糧増産のために、女性の労働が国家によってより多く求められ、国及び各道府県が積極的な形で設置を奨励・助成したことによって、その数を急激に増やしました^㉘。

この農繁期託児所には、愛国婦人会や国・地方行政当局のほか、中央社会事業協会・帝国農会などの各種団体も早くから関心を寄せていました^㉙。

袋井市域、と言いますか、静岡県下では、袋井に残された史料では、大正の頃から、託児所が設置されていたことを示すものが残されています。大正十一年（一九二二）七月五日付け「学第四九五号ノ一 民衆娯楽会設立趣意書配布ノ件」には、社団法人救護会という団体による託児所が

登場します。その託児所の性格は、どのようなものだったのでしょうか。

学第四九五号ノ一 （受付印）

大正十一年七月五日

第三課長（印）

『山梨町』長殿

民衆娯楽会設立趣意書配布ノ件

社団法人救護会ハ明治卅七年以来社会救済事業ニ尽力シ、近来社会事業勃興ノ機運ニ際シ、曩ニ静岡市ニ託児所ヲ設ケ児童保護事業ニ従ヒ又昨年十二月清水港ニ自助館ヲ建立シテ労働者ノ宿泊所ニ充ツル等鋭意斯道ノ為メニ尽瘁致居候処、今般更ニ民衆娯楽会ヲ設ケテ、活動写真器、肉声蓄音器等ヲ備ヘ別紙趣旨書ノ通学校工場其他団体等ノ需メニ応シ候趣ニ付、該趣意書送付候条貴^村学校等へ適宜配布方御取計相成度。（三）

社会法人救護会は、様々な活動をしてきたが、そういう活動ばかりでは疲れてしまうので、民衆娯楽会を設立しようと思う、その趣意書を配付する、という内容です。

その「民衆娯楽会趣旨」を見ると、「曩には静岡市住吉町に託児所を設け御婦人方の仕事の上に足手纏になる乳呑児や幼い子供達を朝から晩迄御預りすることにしました」^㉚などと書いてあります。「御婦人方の仕事の上に足手纏になる乳呑児や幼い子供達」という文言は、まさに戦時期の農繁期託児所の性格につながることを思いますが、「足手纏」という言い方は、時代性によるものなのか、馬脚を現したと言うべきなのか。個人的には、「語るに落ちる」という言葉が頭を過ぎりました。この時期の子どもに対する考え方の限界といったところでしょう。

また、「民衆娯楽会趣旨」では、左のようなことも言っています。

(前略)

本会の起りましたのは日露戦役当時の出征軍人遺家族救済が動機であります其精神とする所は一般的の世の中の発達の為に貢献したいといふのでありますが、其中心の考は思想の善導と云ふ点に重きを置くので従て託児所を作りましたのも自助館を建てましたのも其辺の主張から出て居ります

(後略) (23)

社団法人救護会言うところの、女性の仕事の上で「足手纏」になる乳呑児や幼い子どもを預かることが、どう「思想の善導」につながるのか。本意は、政府が推進する「世の中の発達の為に貢献」かと思ひます。ま、大正の史料なのでここまでしておきましょう。この史料については、本書「映画」の項でも少し紹介しています。

昭和戦時期の史料としては、袋井市域に残るものでは、昭和十二年(一九三七)一月十一日付け「静岡県指令11社第三五八号」が古いものです。実際、戦時体制が本格化する少し前くらいなので、割と古いものかと思ひます。

静岡県指令 11社第三五八号

(一九三六) 周智郡山科尋常高等小学校

昭和十一年四月三十日第1号申請其ノ校設置ニ係ル農繁期託児所経費ニ対シ為ニ奨励金一五拾貳円ヲ交付ス。但シ左記ノ件心得ヘシ。

(一九三七) 昭和十二年一月十一日

静岡県知事 斎藤 樹

記

一、本交付金ハ託児所経費ニ充当スヘシ。

二、前項ニ違背シ又ハ不適當ト認ムルモノアルトキハ指令ヲ取消シ又ハ現ニ交付シタル奨励金ト雖モ、其全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ。

三、官吏吏員ヲシテ隨時其ノ事業及収支ニ関スル調査ヲ為サシムルコトアルヘシ。(24)

周智郡山科尋常高等小学校が設置する農繁期託児所に対し、静岡県が補助をする、というものです。この時は行政が農繁期託児所設置を試みていたようです。その後、残っている史料は少し時期が飛びますが、昭和十六年(一九四一)三月三日付け「静岡県指令軍第七六号」は、軍人援護事業としての農繁期託児所を、静岡県が助成する、という内容です。

静岡県指令 軍第七六号

(手書) 「✓」周智郡久努西村

(手書) 「✓」は異筆、鉛筆(以下同) 「✓」農繁期託児所

(一九四〇) 昭和「十五」年「八」月「八」日願軍人援護事業(津原保育所)

(手書) 助成閣届

ケ、左ノ通助成ス。

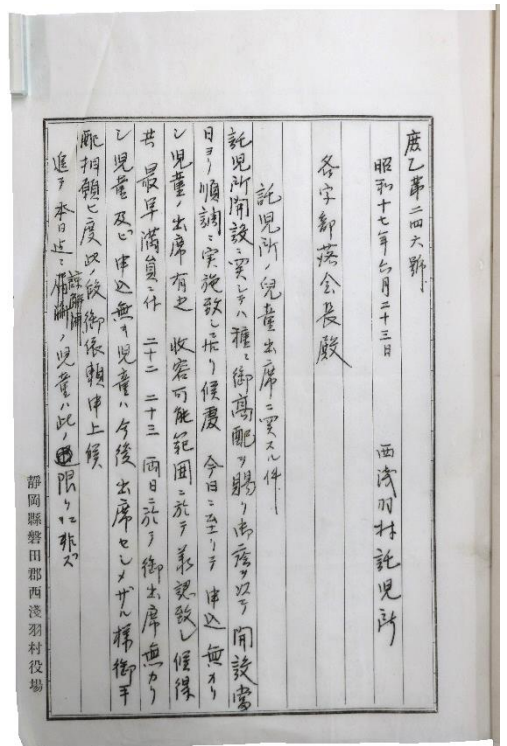
(一九四一) 昭和十六年三月三日

静岡県知事 『小濱八彌』 (静岡県知事印)

(手書) 「✓」記

一、金『貳拾八』円也 (25)

昭和十六年(一九四一)くらいになると、軍関係団体による農繁期託児所も姿を現すようです。よく見ると、文書番号(指令番号)も「軍」となっていて、軍事関係の公文書であることが分かります。昭和十六年(一



【写真2】「庶乙第二四六号 託児所ノ児童出席ニ関スル件」(本書 197号)

九四二)七月五日付け「兵第三三二号 前線慰問誌「ふるさと」第四輯原稿募集ニ関スル件」を見ると、前線慰問雑誌「ふるさと」に掲載したい、記事を募集したい内容として、「一、授産場並ニ季節託児所ノ状況」(註)とありますから、軍にとつても出征した兵士にとつても(兵士にとつては自分の子どもなので当然ですが)、重要な話題だったことを示していると言えるかと思えます。

しかし、託児所——今なら保育園や幼稚園で、子どもを預かってもらおうにも、定員オーバーという壁が立ちはだかつてしまうというのは、今も昔も変わりません。昭和十七年(一九四二)六月二十三日付け「庶乙第二四六号 託児所ノ児童出席ニ関スル件」は、そんな定員オーバーの史料です【写真2】。

庶乙第二四六号
(一九四二)

昭和十七年六月二十三日

西浅羽村託児所

各字部落会長殿

託児所ノ児童出席ニ関スル件

託児所開設ニ関シテハ種々御高配ヲ賜リ、御蔭ヲ以テ開設当日ヨリ順調ニ実施致シ居リ候処、今日ニ至リテ、申込無カリシ児童ノ出席有レ之、收容可能範圍ニ於テ承認致シ候得共、最早満員ニ付、二十二・二十三両日ニ於テ御出席無カリシ児童及ビ申込無キ児童ハ今後出席セシメザル様御手配相願ヒ度、此ノ段御依頼申上候。

追テ 本日迄^(又届)済^(済)ノ児童ハ此ノ^(又退)限^(又止)リニ非ズ^(ニ)

(「」の縦棒を消して片仮名にしている)

西浅羽村託児所はもう満員なので、二十二・二十三日に出席がなかった児童と、(それまでに)申込が無かった児童は、今後受け入れませんよ、というわけです。昭和十八年(一九四三)六月十九日付け「庶乙第二三七号 託児所開設ニ関スル件」には「曩ニ御通知致シ置キ候託児所、来ル六月二十一日午前八時ヨリ開設可^レ致候間、貴部内関係者ニ可^レ然御配意相煩度、此段及ニ御通知「候也」(註)とありますから、この西浅羽村託児所はこの時点ではまだ開設しておらず、開設前に既に満員なので」ということのようにです。

これが、それだけ需要が多かった(子どもが多かった)からか、託児所の人手が足りなかったからかは、当時の西浅羽村の人口に関する関係史料が残っていないのでよく分かりません。

昭和戦時期の母親のために、託児所のほかにも共同炊事が行なわれました。昭和十九年(一九四四)五月十八日付け「農繁期共同炊事並託児所ニ付打合ニ関スル件」はその打ち合わせを開催します、という史料です。

庶乙号外
(一九四四)

昭和十九年五月十八日

西浅羽村長

各 部 落 会 長 殿

農繁期共同炊事並託児所ニ付打合ニ関スル件

標記の件に關しては一回書面を以て御模様御照会致候得共、今一度篤と隣保班長合同にて打合開催致し度と存じ候間、左記ノ次第隣保班長に御通知相成度、此の段及「御依頼」候也。

記

一、日時 五月十九日午後八時開始、九時閉会

一、場所 西浅羽村国民学校

追而 二三人の為に開始時間を遅延する事は時間を空費する事と相成候ニ付、時間を必ず御「履行」相成度。尚御本人御欠席の場合には代理者を御出席せしめられ度申添ふ。(6)

こうした共同炊事は、昭和十六年（一九四一）頃から行なわれはじめました。共同炊事の特別配給物資と自給資材（米・麦・野菜）を材料にした郷土食栄養献立を作成し、炊事方法の指導を行なったもので、農繁期の農作業に伴う母親の過労を救うために実施されたものでした(6)。

実際に、西浅羽村では「農繁期栄養食共同炊事指導者講習」という講習会が開かれています【史料3】。

庶乙第一六四号

(一九四二)
昭和十七年四月二十一日

西浅羽村

『長溝部農会長』殿

農繁期栄養食共同炊事指導者講習開催ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ左記ノ通り講習会開催相成ル趣キ、其ノ筋ヨリ通牒ニ接シ候ニ付テハ、共同炊事実施計画^中、又ハ御希望ノ部落ニアリテハ受講相成度、右及ニ通知ニ候也。

記

一、会場

県購聯袋井支所

一、期 日 本年 五月一、二日（二日）

一、講師、静岡県、保健所、県農会、産組県支会、県購聯係員

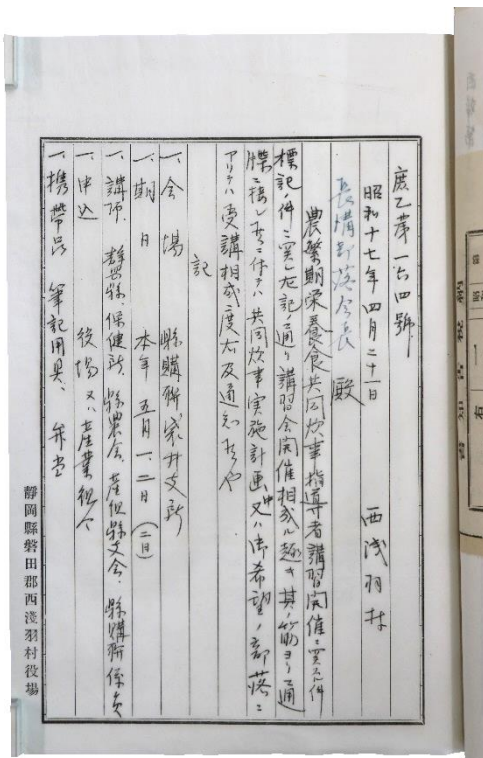
一、申込 役場又ハ産業組合

一、携帯品 筆記用具、 弁当(6)

内容は表題に全部書かれているので良いのですが、中身を見ると、割と講師の数が多いような気がします。県の職員、保健所の職員、県農会の職員、産業組合の県支会職員、県の信用購買販売利用組合連合会(6)の係員が講師を務めています。

携帯品が筆記用具と弁当、ということは、座学中心の講習会だったのでしょうか。

この項では、袋井地域の史料の残り方から、農繁期託児所を中心的に紹介しました。こうした施策で、当時の母親たちの負担が少しでも減っていたなら良いのですが、冒頭の穀粉の史料などを見ると、やはり、当時の苦しさは相当のものだったろうと思います。



【史料3】

農繁期栄養食共同炊事指導者講習
(本書 179 号)

① (昭和十九年(一九四四)三月十三日付け「乳児用穀粉ノ配給実
施ノ御知ラセ」(昭和十八年度書類綴)長溝自治会文書近代一五—
の内)。本書二二九号。

② 磯田仙三郎講述／川野邊靜子筆記「穀粉栄養障碍」(『東京女医学会
雑誌』一(三)、一九三二年)一四八—一四九頁。

③ 荻野美穂「人口政策と家族——国のために産むことと産まぬこと」
『岩波講座 アジア・太平洋戦争 3 動員・抵抗・翼賛』岩波書
店、二〇〇六年)一六六頁。

④ 荻野美穂「人口政策と家族——国のために産むことと産まぬこと」
(前掲注3参照)一六六—一六七頁。

⑤ 高岡裕之「戦時動員と福祉国家」(『岩波講座 アジア・太平洋戦争
3 動員・抵抗・翼賛』前掲注3参照)一三一頁。

⑥ 池田順「地方における国防婦人会の設立と活動——千葉県の事例から
——」(『千葉史学』六〇、二〇一二年)一一八頁。井上直子「愛国婦人
会の救済事業と女性の「軍事化」」(『史海』六三、二〇一六年)九—
一三頁。

浅野俊和「戦時下保育運動における農繁期託児所研究——「保育問題
研究会」を中心に——」(『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研
究紀要』八、二〇〇七年)や金慶玉「戦時期における農村託児所の研
究——「津田子供の家」の設置と活動を中心にして——」(『アジア地
域文化研究』一三、二〇一七年)によると、明治二十年代に農繁期託
児所の初例とみられる事例があるようだが、数を調べると、農繁期託
児所は、一九二〇年代によく広がりはじめ、一九三〇年代後半か
ら一九四〇年代前半に、その数を急激に増加させたという(浅野論文
五五頁、金論文二五頁)。

⑦ 井上直子「愛国婦人会の救済事業と女性の「軍事化」」(前掲注6参
照)九頁。また愛国婦人会の方針転換としては一二頁など。

⑧ 浅野俊和「戦時下保育運動における農繁期託児所研究——「保育問
題研究会」を中心に——」(前掲注6参照)五五頁。

⑨ 浅野俊和「戦時下保育運動における農繁期託児所研究——「保育問
題研究会」を中心に——」(前掲注6参照)五五頁。矢治夕起「昭和
戦中期の戦時託児所について——幼稚園から戦時託児所への転換事例—
①」(『淑徳短期大学研究紀要』第五三号、二〇一四年)八五—八六

頁。矢治によると、託児所は、明治末期から昭和初期にかけては、主
に都市部の貧困層を対象に設置されたが、戦時体制下の女子の大量動
員により、それまでの貧困家庭のみならず、一般家庭の子どもの託児
の必要性が高まり、その数を増やしたという。

また、金慶玉「戦時期における農村託児所の研究——「津田子供
の家」の設置と活動を中心にして——」(前掲注6参照)一二五頁も参
照。

⑩ 浅野俊和「戦時下保育運動における農繁期託児所研究——「保育
問題研究会」を中心に——」(前掲注6参照)五五頁。

⑪ 大正十一年(一九二二)七月五日付け「学第四九五号ノ一 民衆
娯楽会設立趣意書配布ノ件」(山梨役場文書五〇二九)。本書三四三
号第一文書。

⑫ 「民衆娯楽会趣旨」(山梨役場文書五〇二九)。本書三四三号第二
文書。

⑬ 「民衆娯楽会趣旨」(山梨役場文書五〇二九)。本書三四三号第二
文書。

⑭ 昭和十二年(一九三七)一月十一日付け「静岡県指令11社第三五
八号」(山梨役場文書四六一五)。本書一〇号。

⑮ 昭和十六年(一九四一)三月三日付け「静岡県指令軍第七六号」
(久努西村役場文書九五七)。本書一一六号。

⑯ 昭和十六年(一九四一)七月五日付け「兵第三三二号 前線慰問
誌「ふるさと」第四輯原稿募集二関スル件」(袋井町近代役場文書②
一〇七四)。本書二二九号。

⑰ 昭和十七年(一九四二)六月二十三日付け「庶乙第二四六号 託
児所ノ児童出席二関スル件」(『昭和十七年度 昭和十七年前半期参考
綴』長溝自治会文書近代一五—二の内)。本書一九七号。

⑱ 昭和十八年(一九四三)六月十九日付け「庶乙第二三七号 託児
所開設二関スル件」(『昭和十八年度書類綴』長溝自治会文書近代一五
—一の内)。本書二二七号。

⑲ 昭和十九年(一九四四)五月十八日付け「農繁期共同炊事並託児
所二付打合二関スル件」(『昭和十九年度前半期書類綴』長溝自治会文
書近代一六の内)。本書二四一号。

⑳ 落合のり子「島根県の戦時下における農繁期共同炊事・共同託児

所と保健婦活動」〔島根県立大学出雲キャンパス紀要〕第二三卷、二〇一八年）六九―七一頁。

〔52〕昭和十七年（一九四二）四月二十一日付け「庶乙第二六四号 農繁期栄養食共同炊事指導者講習開催ニ関スル件」〔昭和十七年度昭和十七年前半期参考綴〕長溝自治会文書近代一五―二の内）。本書一七九号。

〔53〕「県購聯」の正式名称はよく分らないが、「購聯」は一般に「購買組合連合会」の略称。「西浅羽村信用購買販売利用組合」という組織名から考えると「静岡県信用購買販売利用組合連合会」だろうか。配給などを行っていた。（昭和十五年（一九四〇）九月―十月頃）「砂糖配給ノ件御依頼」（〔文書綴〕長溝自治会文書近代一一の内）本書九〇号も参照のこと。
